

C型肝炎の行政対策

瀬戸山博子^{1,2)}, 考藤達哉²⁾

1) 熊本大学大学院生命科学研究部 消化器内科学分野

2) 国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター / 肝炎情報センター

ウイルス肝炎対策は全世界における重点課題の1つであり、わが国においても肝炎総合対策の5本柱をもとに感染予防対策、肝炎ウイルス検査や医療費助成、肝疾患診療連携拠点病院の整備等による肝炎対策が総合的に推進されている。具体的には、①多くの国民が肝炎ウイルス検査を受けて、早期に感染の有無を確認するための検査体制の整備・検査費用の助成・個別勧奨の実施、②病気の進行の早期発見、早期治療のための専門医療機関での初回精密検査および定期検査費用の助成と対象者のフォローアップ、③医療費の負担が受療を抑制することを防ぐための抗ウイルス療法や肝がん・重度肝硬変治療に対する医療費助成などである。ウイルス性肝疾患関連死を減少させるためには、国および地方自治体、肝炎情報センター、拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医等の連携を一層強化し、地域の実情に沿った肝炎対策を推し進めていく必要がある。

はじめに

C型肝炎ウイルスの感染者は全世界では7,100万人と推定されており¹⁾、ウイルス性肝疾患関連死はいずれHIV、マラリア、結核など他の国際的感染症による死亡数を凌駕すると推計されている。C型慢性肝炎は、治療を行わずに放置すると、慢性肝炎から肝硬変や肝がんといったより重篤な状態へ進行する危険性がある。その一方で、進行した病態になるまで症状に乏しく、肝炎患者が感染に気付かないことや感染を知っても受療の必要性に気がつかないことが考えられる。わが国では約110

～118万人の感染者が存在しており²⁾、インターフェロンフリー治療により病勢のコントロールあるいはウイルス排除を目指すことが可能になった今、多くの国民が肝炎ウイルス検査を受けて早期に感染の有無を確認すること、そして検査で発見された肝炎患者が適切な医療を受けることは極めて重要である。

本章では受検、受診、受療の促進に向けた検査、医療費助成といったC型肝炎・肝硬変・肝がんに関連するわが国の行政対策について述べる。

C型肝炎対策に関する近年の動き (表1)

わが国における肝炎対策の端緒としては、B型肝炎について1986年から実施されてきた「B型肝炎母子感染防止事業」が挙げられる。C型肝炎についてはウイルス感染者の数が極めて多く、ある程度対象集団を絞り込んだ重点的・迅速的な対応が必要という観点から、2002年度より「C型肝炎等緊急総合対策」が実施され、老人保健事業、政府管掌健康保険事業、保健所等による肝炎ウイルス検査を導入した。これはC型肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、肝炎による健康障害を回避することを目的とするものであった。これによりハイリスクグループを重点対象としつつ、一定年齢以上のすべての国民を対象に肝炎ウイルス検査を行う体制が構築されてきた。一方で、受検・受診率の低さや適切な医療が提供されていないことなどが問題点として指摘された。

これらの問題点を解決するため、2005年度に開催された「C型肝炎等に関する専門家会議」の報告書「C型肝炎対策等の一層の推進について」を受け、2006年度より感染症対策特別促進事業の中に、各都道府県における肝炎診療協議会の設置が盛り込まれた。さらに2007年に与党肝炎対策プロジェクトチームにより「新しい肝炎総合対策の推進について」が取りまとめられ、これを受けて厚生労働省は、2008年度から肝炎総合対策の5本柱³⁾(①肝疾患治療の促進、②肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進、③地域における肝疾患診療連携体制の強化、④国民に対する正しい知識の普及、⑤研究の推進)を実施している。また2010年には「肝炎対策基本法」⁴⁾が施行され、同法に基づき2011年に「肝炎対策基本指針」が策定された。これらをもとに、感染予防対策、肝炎ウイルス検査や医療費助成、肝疾患診療連携拠点病院の整備等による肝炎対策が総合的に推進されている。

「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号)は2009年に制定され、2010年1月1日に施行された。この肝炎対策基本法では、すべての肝炎患者を対象に国や自治体が肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療レベルの均てん化の促進、研究の推進など総合的な対策を講じることが

表1 わが国のC型肝炎対策に関する近年の動き

	フィブリノゲン製剤による肝炎ウイルス感染が社会的問題となる
2001年3月	肝炎対策に関する有識者会議報告書
2002年4月	C型肝炎等緊急総合対策(肝炎ウイルス検査、研究事業)の開始
2007年4月	肝疾患診療体制の整備開始
2008年1月	肝炎ウイルス緊急検査事業の開始
2008年4月	(肝炎総合対策の開始)
	IFN治療の医療費助成開始
2011年1月	肝炎対策基本法施行
2011年4月	肝炎治療に対する医療費助成の拡充
2011年5月	肝炎対策の推進に関する基本指針策定
2014年4月	初回精密検査及び定期検査費用の助成開始
2014年9月	C型肝炎のIFNフリー治療の医療費助成開始
2016年4月	定期検査費用助成の対象者拡大
2016年6月	肝炎対策基本指針改正
2017年4月	定期検査費用助成の自己負担限度額の軽減
2018年4月	初回精密検査及び定期検査費用の助成申請手続きの緩和
2018年12月	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の開始
2019年4月	初回精密検査費用助成の対象者拡大(職域)
2020年1月	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の運用の弾力化(3月目までの入院は指定医療機関以外でも可能とした)
2020年4月	初回精密検査費用助成の対象者拡大(妊婦健診、手術前肝炎ウイルス検査)
2021年4月	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の要件を緩和(分子標的薬治療による通院治療の対象化など)

定められた。同法の概要を **図1** に示す。

肝炎対策基本法に基づいて2011年5月に策定された「肝炎対策基本指針」⁵⁾では、肝炎患者等を早期に発見し、彼らが安心して治療を受けられる社会を構築するために国や地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることが目的とされており、全9項からなる。また肝炎対策基本法の規定に基づき、少なくとも5年ごとに検討を加え必要に応じて改正することとされており、2016年に大幅な改訂が行われた。基本的な方向としては、肝硬変または肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを指標としている。また肝炎ウイルス検査のさらなる促進、適切な肝炎医療の推進、肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進、肝炎に関する正しい知識のさらなる普及啓発、肝炎患者等およびその家族等に対する相談支援や情報提供の充実の必